

審議事項（3）資料

リニア中央新幹線騒音に係る環境基準
の 当 て は め に つ い て

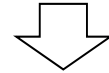
大 気 水 質 保 全 課

リニア中央新幹線騒音に係る環境基準の類型当てはめについて（諮問）

知事は、政府が定めた「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」を、リニア中央新幹線の沿線地域に当てはめることとしている。

1. 当てはめの根拠

【 国 】 環境基準の設定（新幹線騒音を含む。）
根拠：環境基本法第16条第1項



【都道府県】 環境基準に係る類型の当てはめ（地域指定・法定受託事務）
根拠：環境基本法第16条第2項

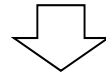
2. 新幹線鉄道騒音に係る環境基準（昭和50年環境省告示）

対象となる地域	類型	基準値
主として住居の用に供される地域	I	70dB以下
商工業の用に供される地域などI以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域	II	75dB以下

3. 都道府県が行う当てはめの事務処理基準（環境省通知）^{（注1）}

（1）対象となる範囲

- 新幹線騒音から通常の生活を保全する必要がある地域
（リニアによる鉄道騒音が70dB以上となる可能性がある範囲）



- 新幹線騒音の環境基準の類型当てはめの方針（H28公表済み）
リニア軌道中心線から両側400m以内の地域（他県も同様）

（決定経緯）
鉄道騒音に関する有識者会議を設置し、環境影響評価書及びリニア実験線における走行データ等をもとに、基準値(70dB)以下となる距離を検証し、決定

（注1）新幹線騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定に係る法定受託事務の事務処理基準について（H13.1.5環大企第2号 改定 H30.2.19環境水大発第1802193号）

（2）当てはめる地域の区分

1）当てはめの事務処理基準

	区 分	地域類型
① 都市計画法の用途地域	・低層住居専用地域（第1・2種） ・中高層住居専用地域（第1・2種） ・住居地域（第1・2種） ・準住居地域	I (70dB以下)
	・近隣商業地域 ・商業地域 ・準工業地域	II (75dB以下)
	・工業地域	当てはめない
	・工業専用地域	
② 都市計画法の用途地域が定められていない地域	・低層住居専用地域（第1・2種） ・中高層住居専用地域（第1・2種） ・住居地域（第1・2種） ・準住居地域 <u>に相当する地域</u>	I (70dB以下)
	・その他の地域 <u>近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域に相当する地域</u>	II (75dB以下)
	・山林、原野、農用地等	当てはめない

2）用途地域が定められていない地域（②）への当てはめ（H28方針公表済み）

騒音規制法の規制地域は、工場騒音等から生活環境を保全するため、都市計画法の用途地域や地域の状況等をもとに市町村が定めたものであり、当該規制地域を当てはめに活用

騒音規制法に定める 第1種区域及び第2種区域 ^{（注2）}	I (70dB以下)
騒音規制法に定める 第3種区域及び第4種区域 ^{（注2）}	II (75dB以下)
山林、原野、農用地 等 ※1 トンネル区間及び河川区域 ※2 騒音規制法の規制地域であっても、未規制地域から連続している住居がない農用地等で、当該自治体の長の意見を踏まえて決定した地域	当てはめない

（注2）各区域内に農用地が含まれる場合は当該農用地を含む。

4. 当てはめ範囲等 (別添図面のとおり)

新幹線騒音の環境基準の種類の当てはめ範囲と軌道周辺の騒音規制の状況

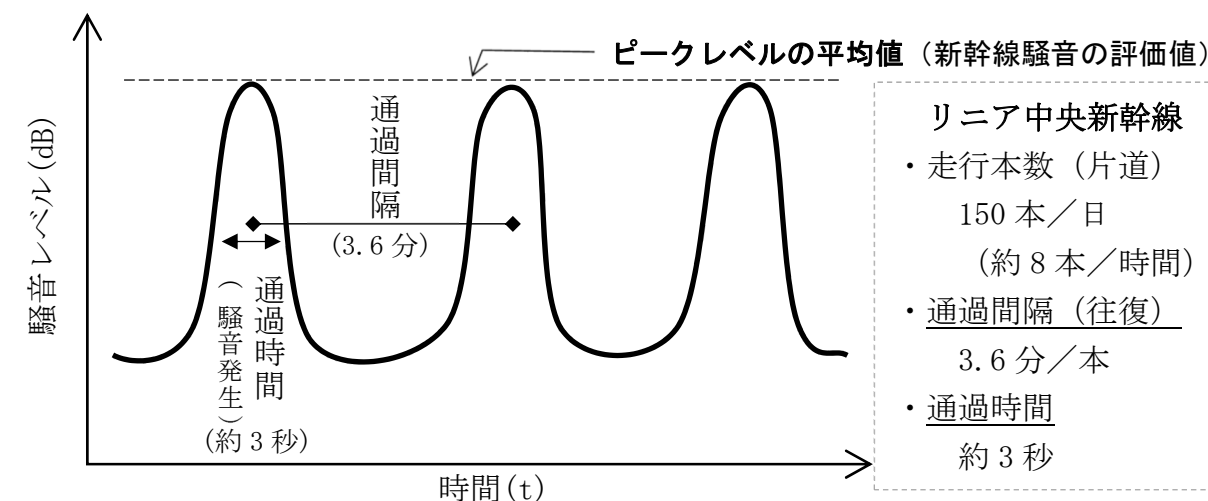
5. 今後の予定

沿線市町に意見を照会し、環境保全審議会に報告し答申を頂く。

(参考) 用途地域が定められていない地域に係る、沿線県の当てはめ状況

	神奈川県	長野県 (予定)	岐阜県	山梨県 (案)	静岡県
地上走行区間	2箇所 1.3Km	4箇所 4.4Km	9箇所 6.5Km	16箇所 27.1Km	なし -
指定幅	軌道中心から両側400m以内	(検討中)	軌道中心から両側400m以内		
I 類型 (70dB)	用途地域以外の地域	(検討中)	騒音規制地域第1種及び第2種から、次を除外 ・森林法で定める計画の対象地 ・農業振興地域	騒音規制地域第1種及び第2種	
II 類型 (75dB)	該当なし	(検討中)	騒音規制地域第3種及び第4種から、I 類型と同様に農地等を除外	騒音規制地域第3種及び第4種	

(参考) 新幹線騒音に係る環境基準の測定方法とリニア騒音の状況

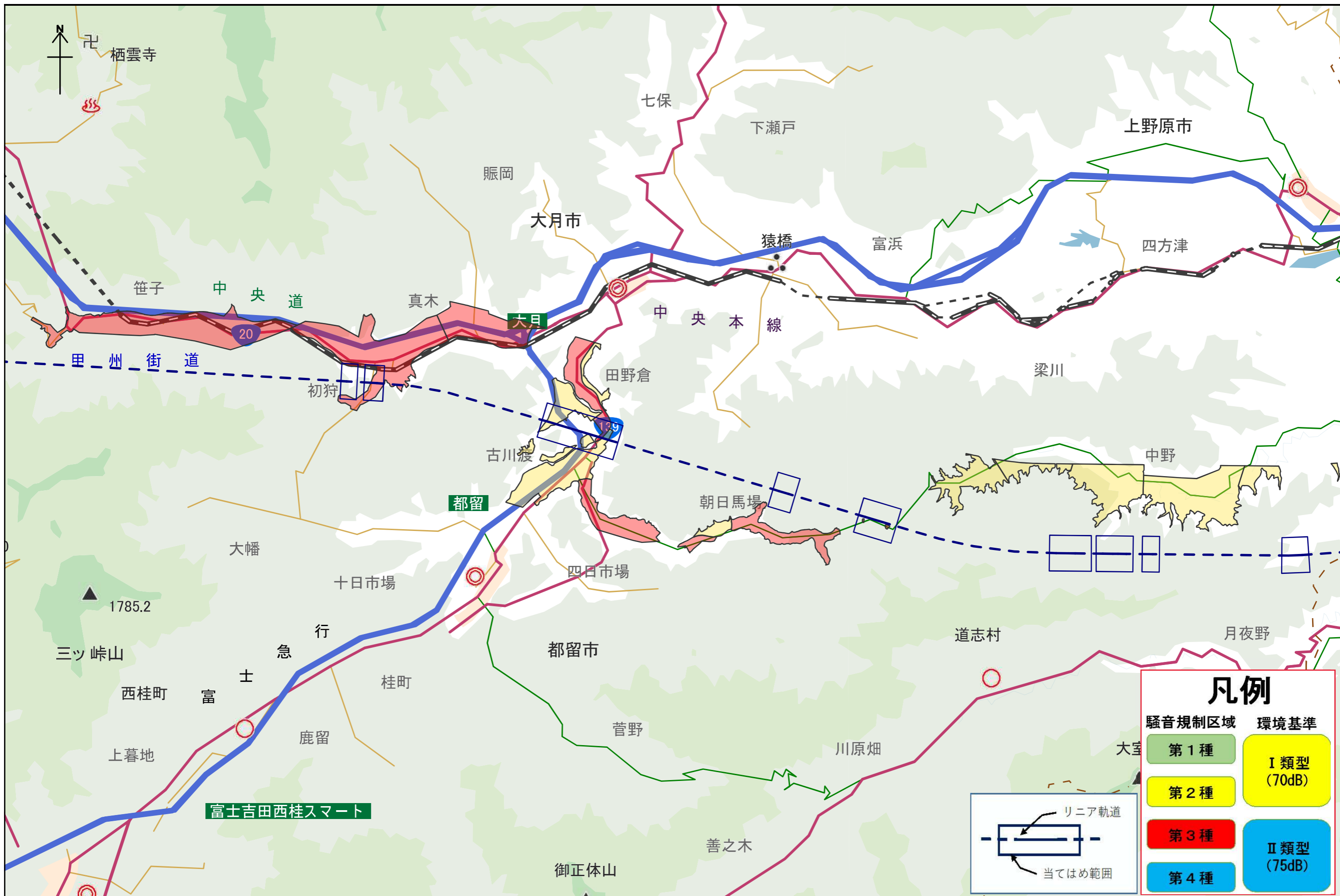


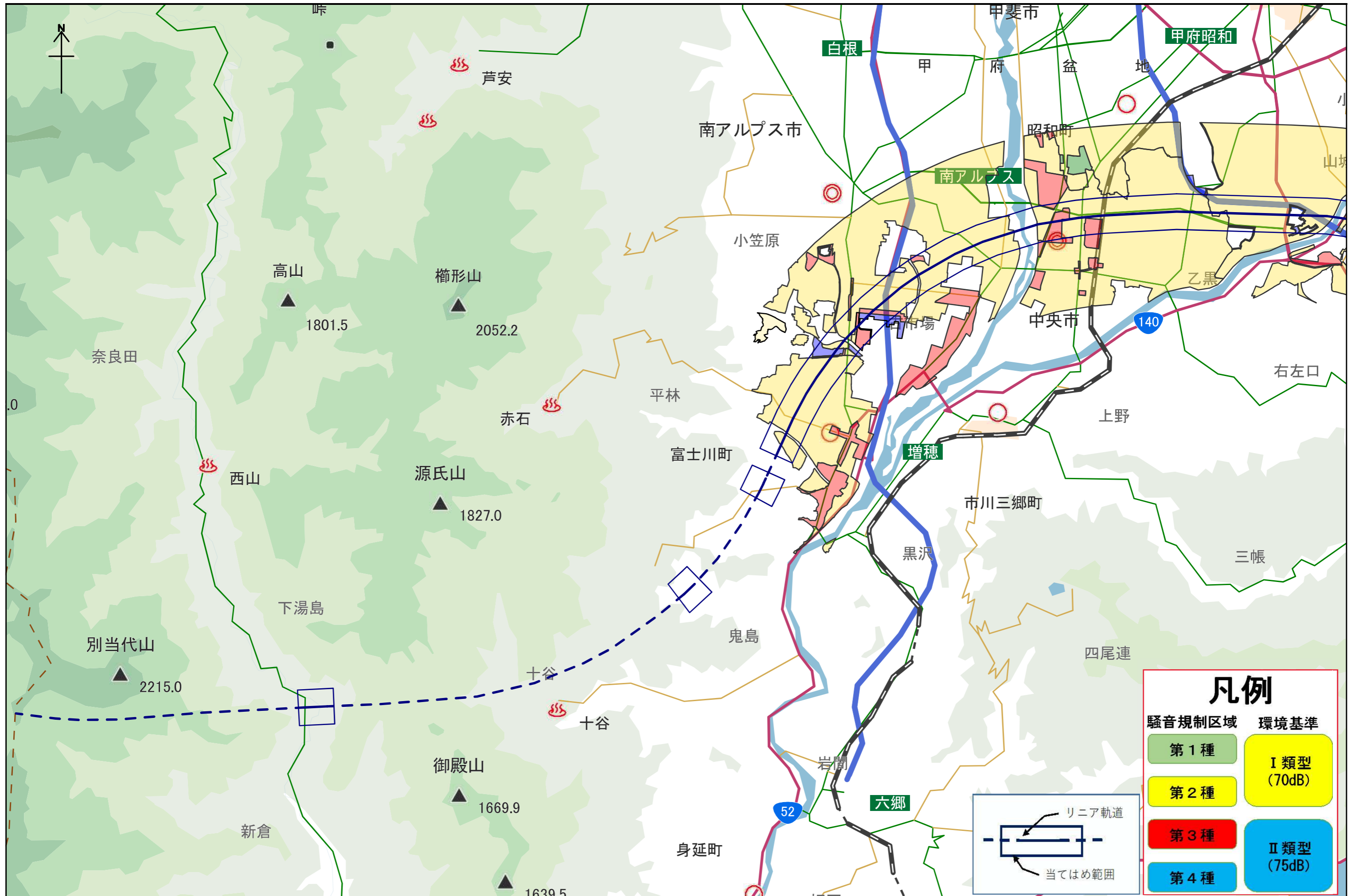
○リニア騒音の状況 (予測値 環境影響評価書)

	軌道から 25m	200m	400m (県想定)
(1) 防音壁 (3.5m)	77~83 dB	73~75 dB	67~69 dB
(2) 防音・防災フード	64~66 dB		

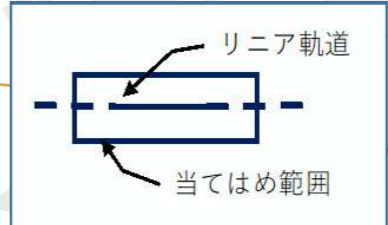
(参考) 有識者会議

所属	役職	氏名
一般社団法人小林理学研究所	所長	山本貢平
信州大学工学部	名誉教授	高木直樹
公益財団法人鉄道総合技術研究所	環境工学研究部長	長倉清
山梨県立大学 国際政策学部	准教授	箕浦一哉
中込博法律事務所	弁護士	中込博





凡例	
騒音規制区域	環境基準
第1種	I 類型 (70dB)
第2種	II 類型 (75dB)
第3種	
第4種	



環境基本法

(平成5年法律第91号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

第三節 環境基準

第十六条 政府は、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。

2 前項の基準が、二以上の類型を設け、かつ、それぞれの類型を当てはめる地域又は水域を指定すべきものとして定められる場合には、その地域又は水域の指定に関する事務は、次の各号に掲げる地域又は水域の区分に応じ、当該各号に定める者が行うものとする。

- 一 二以上の都道府県の区域にわたる地域又は水域であつて政令で定めるもの 政府
- 二 前号に掲げる地域又は水域以外の地域又は水域 次のイ又はロに掲げる地域又は水域の区分に応じ、当該イ又はロに定める者
 - イ 騒音に係る基準（航空機の騒音に係る基準及び新幹線鉄道の列車の騒音に係る基準を除く。）の類型を当てはめる地域であつて市に属するもの その地域が属する市の長
 - ロ イに掲げる地域以外の地域又は水域 その地域又は水域が属する都道府県の知事

3 第一項の基準については、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならない。

4 政府は、この章に定める施策であつて公害の防止に係るもの（以下「公害の防止に関する施策」という。）を総合的かつ有効適切に講ずることにより、第一項の基準が確保されるように努めなければならない。

新幹線鉄道騒音に係る環境基準について

(昭和 50. 7. 29 環境庁告示第 46 号)

改正 平 5 環告 91

改正 平 12 環告 78

公害対策基本法（昭和 42 年法律第 132 号）第 9 条の規定に基づく騒音に係る環境上の条件のうち、新幹線鉄道騒音に係る基準について次のとおり告示する。

環境基本法（平成 5 年法律第 9 1 号）第 1 6 条第 1 項の規定に基づく騒音に係る環境上の条件につき、生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持することが望ましい新幹線鉄道騒音に係る基準（以下「環境基準」という。）及びその達成期間等は、次のとおりとする。

第 1 環境基準

1 環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基準値
I	70 デシベル以下
II	75 デシベル以下

(注) I をあてはめる地域は主として住居の用に供される地域とし、II をあてはめる地域は商工業の用に供される地域等 I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

2 1 の環境基準の基準値は、次の方法により測定・評価した場合における値とする。

- (1) 測定は、新幹線鉄道の上り及び下りの列車を合わせて、原則として連続して通過する 20 本の列車について、当該通過列車ごとの騒音のピークレベルを読み取って行うものとする。
- (2) 測定は、屋外において原則として地上 1.2 メートルの高さで行うものとし、その測定点としては、当該地域の新幹線鉄道騒音を代表すると認められる地点のほか新幹線鉄道騒音が問題となる地点を選定するものとする。
- (3) 測定時期は、特殊な気象条件にある時期及び列車速度が通常時より低いと認められる時期を避けて選定するものとする。
- (4) 評価は、(1) のピークレベルのうちレベルの大きさが上位半数のものをパワー平均して行うものとする。
- (5) 測定は、計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 71 条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路は A 特性を、動特性は遅い動特性（SLOW）を用いることとする。

3 1 の環境基準は、午前 6 時から午後 1 2 時までの間の新幹線鉄道騒音に適用するものとする。

第 2 達成目標期間

環境基準は、関係行政機関及び関係地方公共団体の協力のもとに、新幹線鉄道の沿線区域の区分ごとに次表の達成目標期間の欄に掲げる期間を目途として達成され、又は維持されるよう努めるものとする。この場合において、新幹線鉄道騒音の防止施策を総合的に講じても当該達成目標期間で環境基準を達成

することが困難と考えられる区域においては、家屋の防音工事等を行うことにより環境基準が達成された場合と同等の屋内環境が保持されるようにするものとする。

なお、環境基準の達成努力にもかかわらず、達成目標期間内にその達成ができなかった区域が生じた場合においても、可及的速やかに環境基準が達成されるよう努めるものとする。

新幹線鉄道の沿線区域の区分		達成目標期間			
		既設新幹線鉄道に係る期間	工事中新幹線鉄道に係る期間	新設新幹線鉄道に係る期間	
a	80 デシベル以上の区域	3 年以内	開業時に直ちに	開業時に直ちに	
b	75 デシベルを超え 80 デシベル未満の区域	イ	7 年以内		開業時から 3 年以内
		ロ	10 年以内		
c	70 デシベルを超え 75 デシベル以下の区域	10 年以内	開業時から 5 年以内		

備考

- 1 新幹線鉄道の沿線区域の区分の欄の b の区域中イとは地域の類型 I に該当する地域が連続する沿線地域内の区域をいい、ロとはイを除く区域をいう。
- 2 達成目標期間の欄中既設新幹線鉄道、工事中新幹線鉄道及び新設新幹線鉄道とは、それぞれ次の各号に該当する新幹線鉄道をいう。
 - (1) 既設新幹線鉄道 東京・博多間の区間の新幹線鉄道
 - (2) 工事中新幹線鉄道 東京・盛岡間、大宮・新潟間及び東京・成田間の区間の新幹線鉄道
 - (3) 新設新幹線鉄道 (1) 及び(2)を除く新幹線鉄道
- 3 達成目標期間の欄に掲げる期間のうち既設新幹線鉄道に係る期間は、環境基準が定められた日から起算する。

第 3 騒音対策の実施方針

- 1 新幹線鉄道に係る騒音対策を実施するに際しては、当該新幹線鉄道沿線区域のうち a の区域に対する騒音対策を優先し、かつ、重点的に実施するものとする。
- 2 既設新幹線鉄道の沿線区域のうち b の区域及び c の区域に対する騒音対策を実施するに際しては、当該沿線区域のうち a の区域における音源対策の技術開発及び実施の状況並びに実施体制の整備及び財源措置等との関連における障害防止対策の進捗よく状況等を勘案し、逐次、その具体的実施方法の改訂を行うものとする。

**新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定に係る
法定受託事務の処理基準について**

公布日：平成13年1月5日 環大企2号
[改定] 平成30年2月19日 環水大大発1802193号

環境庁大気保全局長から各都道府県知事あて

新幹線鉄道騒音に係る環境基準等の類型を当てはめる地域の指定に係る法定受託事務の処理基準が下記のとおり定められたので、通知する。

記

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成11年法律第87号)の制定により、環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第2項の規定により、環境基本法第16条第1項の基準についての同条第2項の規定による地域の指定に関する事務は、その地域が属する都道府県知事が処理するものとされた。このうち、同法第40条の2及び同条の規定に基づく「環境基準に係る地域又は水域の指定の事務に関する政令」(平成5年政令第371号)第2条の規定により、交通に起因して生ずる騒音に係る地域の指定に関する事務は、都道府県知事が地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務として行うこととされた。都道府県知事が事務を行う際には、「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」(昭和50年7月環境庁告示第46号)に定めるほか、別添により地域の類型を当てはめて、その指定を行われたい。

別添

新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定について

- 1 環境基準の地域類型を当てはめる地域は、新幹線鉄道騒音から通常の生活を保全する必要がある地域とすること。したがって、工業専用地域、山林、原野、農用地等は、地域類型の当てはめを行わないものとする。
- 2 なお、「新幹線鉄道騒音」とは、全国新幹線鉄道整備法(昭和45年法律第71号)第2条に規定する新幹線鉄道の運行に伴って発生する騒音をいうこと。
- 3 地域類型の当てはめに際しては、当該地域の土地利用等の状況を勘案して行うこと。この場合において、都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく用途地域が定められている地域にあっては、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び田園住居地域を類型Ⅰに当てはめるものとし、その他を類型Ⅱに当てはめるものとする。また、用途地域が定められていない地域にあっては、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び田園住居地域に相当する地域を類型Ⅰに当てはめるものとし、その他を類型Ⅱに当てはめるものとする。
- 4 地域の指定は、既設新幹線鉄道沿線区域及び工事中新幹線鉄道沿線区域にあっては速やかに、新設新幹線鉄道沿線区域にあっては建設線の工事実施計画の認可(全国新幹線鉄道整備法(昭和45年法律第71号)第9条に規定する認可をいう。)後速やかに行うこと。
- 5 新幹線鉄道沿線地域を含む地域に係る土地利用計画を決定し、又は変更しようとする場合は、この基準の維持達成に資するよう配慮すること。なお、地域の指定の見直しは、おおむね5年ごとに土地利用等の状況の変化に応じて行い、土地利用計画上の大幅な変更があった場合にも速やかに行うこと。
- 6 新幹線鉄道騒音に係る環境基準について第2の表の備考中「地域の類型Ⅰに該当する地域が連続する沿線地域内の区域」とあるのは、地域の類型Ⅰに該当する地域が新幹線鉄道の沿線1キロメートルにわたっておおむね連続して存在する区域をいう。

リニア中央新幹線の騒音に係る環境基準の類型の当てはめ方針(山梨県)

環境基本法(平成5年法律第91号)第16条の規定に基づく、新幹線鉄道騒音に係る環境基準(昭和50年環境庁告示第46号)の類型の当てはめは、次の方針により行うこととする。

第1 類型の当てはめをする地域

新幹線の軌道中心線より左右両側それぞれ400メートル以内であって、次の地域とする。

1 I類型を当てはめる地域

- (1) 都市計画法(昭和43年法律第100条)に基づく用途地域(以下、「用途地域」という。)が定められている地域のうち、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域
- (2) 用途地域が定められていない地域であって、騒音規制法(昭和43年法律第98号)第3条第1項の規定による特定工場等において発生する騒音及び建設作業に伴って発生する騒音について規制地域(以下「規制」という)地域(以下「規制」という)のうち、次に掲げる区域※、但し、第2に掲げる地域を除く
(ア) 第1種区域
(イ) 第2種区域

2 II類型を当てはめる地域

- (1) 用途地域が定められている地域のうち、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域
- (2) 用途地域が定められていない地域であって、規制地域のうち、次に掲げる区域※、但し、第2に掲げる地域を除く
(ア) 第3種区域
(イ) 第4種区域

第2 第1の地域のうち類型の当てはめをしない地域

- 1 トンネル区間(トンネルの出入口から中央部方向150mの区間は除く)
- 2 河川法第6条第1項に定める河川区域
- 3 規制地域のうち、緩衝帯として設けられている区域または未規制の地域に連続し、住居が存在しない農用地等で、当該自治体の長の意見を踏まえ、通常的生活環境を保全する必要がないと認められる地域

※規制地域における区域

騒音規制法(昭和43年法律第98号)第4条の規定により定められた規制基準の区域区分をいう。